平成２３年（フ）第１５０号
埼玉県本庄市日の出２丁目２番７号　昭和コーポ本庄102
債務者　内藤　公子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１５９号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪1499番地11
債務者　長谷川輝美子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１４号
京都府宮津市字国分501番地
債務者　久米川裕介
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第２６６号
札幌市東区北37条東14丁目１番35号　K・Iマンション37B102号
債務者　佐沢　鮎香
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０１号
札幌市中央区北８条西23丁目２番15―301号
債務者　清野　弘康
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４９０号
北海道江別市上江別南町19番地の７
債務者　木澤みどり
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５０９号
札幌市白石区川下１条４丁目２番11号　ウェルリー川下201号
債務者　安田　慶江
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３２号
札幌市白石区東札幌２条４丁目４番22号　安全倉庫マンション１号
債務者　常本　信行
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３３号
札幌市白石区東札幌２条４丁目４番22号　安全倉庫マンション１号
債務者　常本　路子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０８号
札幌市中央区北５条西12丁目２番地　マルベリーガーデン512―305号
債務者　高橋　　香
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２９号
札幌市東区北43条東17丁目１番３―25号
債務者　五十嵐法子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４０号
札幌市南区中ノ沢３丁目１番１―513号
債務者　小川　誠治
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４１号
札幌市南区中ノ沢３丁目１番１―513号
債務者　小川美奈子（旧姓只木）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５１号
札幌市東区北19条東13丁目２番７号
債務者　植木　　恵
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５６号
札幌市白石区菊水元町２条５丁目５番18号　ニューコーポ元町B201号
債務者　石川　春江（旧姓八代）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６６６号
北海道石狩市花川北６条３丁目130番地
債務者　川原　法芳
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６７２号
札幌市豊平区豊平４条９丁目２番１―505号
債務者　道上　祐希
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６９１号
札幌市中央区南23条西15丁目１番21―411号
債務者　小山内正人
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで札幌地方裁判所民事第４部